

指定認知症対応型共同生活介護 グループホーム野楽里 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大須賀苑が開設する指定認知症対応型共同生活介護事業所の運営及び利用について必要な事項を定め、事業所の従業者等（以下、「従業者」という。）が、要介護状態と認定された利用者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な指定認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業所において提供する指定認知症対応型共同生活介護は、介護保険法の趣旨に従って、利用者の意思及び人格を尊重し、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、認知症高齢者が、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(指定認知症対応型共同生活介護の事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称は次のとおりとする。

グループホーム 野楽里（以下、「事業所」という）

(指定認知症対応型共同生活介護の事業所の所在地)

第4条 事業を行う事業所の所在地は次のとおりとする。

静岡県掛川市大淵12680番地－1

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------------|-------|
| 一、管理者 | 1人 |
| 事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。 | |
| 二、計画作成担当者 | 1人以上 |
| 認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当します。 | |
| 三、介護従業者 | 10人以上 |
| 入居者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。 | |

(入所定員)

第6条 事業所の利用者の入所定員は18名とし、災害等やむを得ない場合を除いて、入所定員を超えて入所することはできない。

(居室)

第7条 事業所は、利用者の居室を原則個室（定員1名）とし、ベッド・枕元灯・ロッカー等を備品として備える。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、定員2名とすることができる。

(食堂)

第8条 事業所は、利用者が利用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品を備える。

(その他の設備)

第9条 事業所は、設備としてその他に、居間、台所、浴室、消火設備、その他の非常災害に際して必要な設備、その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設ける。

(内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)

第10条 事業所は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規定の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結する。

(受給資格等の確認)

第11条 事業所は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができる。

(指定認知症対応型共同生活介護の内容)

第12条 利用者が自立した日常生活を営むことができるように、適切な技術をもって介護サービスを提供し、又は必要な支援を行う。

- 一 生活相談
- 二 健康チェック
- 三 入浴
- 四 食事
- 五 その他日常生活に必要な介護

(サービスの取り扱い方針)

第13条 事業所は、可能なかぎり、要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援する。

- 2 サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行う。
- 3 事業所は、サービスを提供するに当たって、その認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 4 事業所は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。

- 5 事業所は、サービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。また、身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 6 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を自己評価と外部評価によって行い、認知症対応型共同生活介護計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとする。

(相談及び援助)

第14条 事業所は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与等)

第15条 事業所には、教養娯楽設備を備えるほか、適宜利用者のためにレクリエーションの機会を設ける。

- 2 事業所は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行する。
- 3 事業所は、常に利用者の家族との連携を図り、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めることとする。

(利用料及びその他の費用)

第16条 指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

- 2 事業所は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から事業所に支払われる地域密着型介護サービスの額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。
- 3 事業所は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 4 事業所は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
 - 一 食材料費
 - 二 理美容代
 - 三 おむつ代
 - 四 居住に要する費用
 - 五 その他、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの
- 5 サービスの提供に当たって、利用者又は家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得ることとする。

(利用料の変更等)

第 17 条 事業所は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。

- 2 事業所は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

(喫煙)

第 18 条 事業所敷地内は禁煙とする。

(飲酒)

第 19 条 飲酒は、事業所内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒とする。

(衛生保持)

第 20 条 利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に協力するものとする。

(禁止行為)

第 21 条 利用者またはその家族は、事業所や従業者に対して次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。
- 六 従業者に対してハラスメントに当たる行為をすること。

(利用者に関する市町村への通知)

第 22 条 事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知することとする。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

(従業者の服務規定)

第 23 条 従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、常に以下の事項に留意する。

- 一 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- 二 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- 三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

(利用者の権利)

第 24 条 事業所は、認知症対応型共同生活介護に関して以下の権利を守ることとする。

- ① 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳が維持する。
- ② 生活やサービスにおいて、十分な情報を提供され、個人の自由や好み、及び主体的な決定が尊重される。
- ③ 安心感と自信を持てるように配慮され、安全と衛生が保たれた環境での生活が保障される。
- ④ 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受けられる。
- ⑤ 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助が受けられる。
- ⑥ 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られる。
- ⑦ 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為が保障される。
- ⑧ 暴力や虐待及び身体的・精神的拘束を受けない。
- ⑨ 生活やサービスにおいて、いかなる差別も受けない。
- ⑩ 生活やサービスについて苦情を伝え、解決されない場合は、専門家又は第三者機関の支援を受けられる。

(衛生管理)

第 25 条 事業所は、感染症の発生及びまん延防止のための指針とマニュアルを整備し、従業員に対し研修及び訓練を行う。

- 2 従業員は、備品等を清潔に保持し定期的な消毒を施す等、衛生管理に十分留意するとともに、感染症の発生及びまん延防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(従業員の質の確保)

第 26 条 事業所は、従業員の資質向上を図るため、以下についてのマニュアルを整備し、研修を行う。

- 一 認知症の利用者への対応及びケア
- 二 利用者のプライバシー保護
- 三 食事介助
- 四 入浴介助
- 五 排泄介助
- 六 移動介助
- 七 清拭及び整容
- 八 口腔ケア
- 九 利用者の金銭管理

(個人情報の保護)

第 27 条 事業所及び従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守する。

- 2 事業所は、従業員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずる。
- 3 事業所は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合に

は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとする。

4 事業所は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。

5 事業所は、個人情報の保護に係る規程を公表する。

(緊急時の対応)

第 28 条 従業者は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負う。

(事故発生時の対応)

第 29 条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議することとする。

2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとする。ただし、事業所及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(非常災害対策)

第 30 条 事業所は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めることとする。

2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び従業者に対し周知徹底を図るため、年 2 回以上避難、その他必要な訓練等を実施する。

(高齢者虐待防止に関する事項)

第 31 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するために、専任の担当者をおく

(地域との連携)

第 32 条 事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めることとする。

(勤務体制等)

第 33 条 事業所は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制定める。

2 事業者は、従業者の資質向上のための研修の機会を設ける。

(記録の整備)

第34条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

(苦情処理)

第35条 事業所は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。
- 3 事業所は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、静岡県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、静岡県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。

(掲示)

第36条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(協力医療機関等)

第37条 事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めておく。

- 2 事業所は、治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておく。

(その他)

第38条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人大須賀苑と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年 1月15日から施行する。

この規程は、令和 2年11月 1日一部変更し、同日より施行する。

この規程は、令和 4年 4月 6日一部変更し、令和 4年 5月 1日より施行する。

この規程は、令和 4年10月 1日一部変更し、同日より施行する。

この規程は、令和 6年 3月20日一部変更し、令和 6年 4月 1日より施行する。